

# 春日部市ビジネスサポート応援給付金 申請要領

## 申請期間

令和8年7月1日（水）～令和8年8月31日（月）

## 申請方法・提出先

### 【申請方法】

春日部商工会議所又は庄和商工会に郵送（当日消印有効）又は直接持参

### 【提出先】

#### ●郵送の場合

#### 【春日部商工会議所】

〒344-0062

春日部市粕壁2-2-29

春日部商工会議所 行

#### 【庄和商工会】

〒344-0112

春日部市西金野井260-7

庄和商工会 行

#### ●直接持参の場合

#### 【春日部商工会議所】

（月曜日から金曜日 9：00～17：00）※祝日を除く

#### 【庄和商工会】

（月曜日から金曜日 9：00～17：00）※祝日を除く

春日部市商工観光課

# 春日部市ビジネスサポート応援給付金申請要領

## 1. 目的

エネルギー価格をはじめとした物価高騰の影響を受けている市内事業者（春日部商工会議所又は庄和商工会の会員）に対して、臨時特別的な給付措置として、給付金を支給します。

## 2. 申請期間

令和8年7月1日（水）～令和8年8月31日（月）（当日消印有効）

## 3. 対象者

次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

- (1) 事業者については、申請時において、春日部市内に事務所又は事業所を有していること。
- (2) 令和8年7月1日時点において、春日部商工会議所又は庄和商工会の会員であること。
- (3) 以下のいずれにも該当しないこと。
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」及び同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を営む者
  - ・政治団体
  - ・宗教上の組織又は団体
  - ・その他本支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる春日部商工会議所又は庄和商工会の会員

## 4. 支給額

10,000円

## 5. 支給回数

支給対象者につき1回まで

※同一の事業・業種で春日部商工会議所及び庄和商工会の両方に所属している場合は、どちらか一方でのみの申請となります。

※複数の事業所を経営し、事業所ごとに春日部商工会議所又は庄和商工会の会費を納めている場合は、事業所数につき、給付する

## 6. 申請書類

以下の書類を揃えて、申請してください。

- (1) 春日部市ビジネスサポート応援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）

市ホームページよりダウンロードできます。

申請者及び振込口座の名義は、同一にしてください。 ※記入例参照

- (2) 春日部市ビジネスサポート応援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）で記入した振込指定口座の通帳の写し
- ・通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目

※その他審査に必要なため、書類提出を追加で求める場合があります。

## 7. 申請方法及び提出先

### 【申請方法】

郵送（当日消印有効）又は直接持参

### 【提出先】

《郵送の場合》

申請書類を同封のうえ、下記の宛先まで申請してください。

○春日部商工会議所会員の方

〒344-0062

春日部市粕壁2-2-29

春日部商工会議所 行

○庄和商工会会員の方

〒344-0112

春日部市西金野井260-7

庄和商工会 行

《直接持参の場合》

春日部商工会議所（月曜日から金曜日 9：00～17：00）※祝日を除く

庄和商工会（月曜日から金曜日 9：00～17：00）※祝日を除く

## 8. 申請から給付金支給までの流れ

### (1) 申請

申請書兼請求書その他必要な書類を添えて、申請期間内に郵送（当日消印有効）又は直接持参にて申請してください。



### (2) 申請書類審査

春日部商工会議所又は庄和商工会で申請。受付後、市で書類審査を行います。書類の不備や記載内容に不明な点等があった場合は、電話等にて確認させていただきます。



### (3) 給付金支給

支給が決定された方には、ご指定の口座へ振込の手続きを行います。併せて、春日部市ビジネスサポート応援給付金支給決定通知書（様式第2号）を送付します。また、不支給となった方には、春日部市ビジネスサポート応援給付金不交付決定通知書（様式第3号）を送付します。

## 9. 注意事項

- (1) 本給付金を受給後に、給付対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本給付金受給相当額を返還していただきます。
- (2) 給付金の総額が予算額に達した場合は、終了させていただきます。
- (3) ビジネスサポート応援給付金の支給を受ける権利は、譲渡したり、担保に供したりすることはできません。
- (4) ご記入いただいた個人情報は、本事業に関する以外には使用しません。
- (5) 詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があればお問合せください。

## お 問 合 せ

商工観光課 商工振興担当 048-797-8029  
(月曜日～金曜日 8:30～17:15) ※祝日を除く